



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付

日医発第 125 号（医経）
令和 7 年 4 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた
医療施設等に対する優遇融資の拡充について

独立行政法人福祉医療機構による、物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する長期運転資金の優遇融資については、令和 6 年 12 月 24 日付通知文（日医発 1641 号）にて貴会にご案内したところです。

今般、本優遇融資が大幅に拡充され、一定の条件に該当する医療施設等について、一定期間、無利子かつ無担保、元本据置きで運転資金の借入れが可能となります(いわゆるゼロゼロ融資)。

○主な拡充内容（医療貸付）

拡充措置は 2 段階

（１）以下の①及び②に該当する施設・事業

- ・ 当初 2 年間、無利子
- ・ 当初 2 年間、元本据置き
- ・ 医業収益の 2 ヶ月分（病院は 7.2 億円、診療所は 4,000 万円が上限）まで無担保

（２）以下の①～③にいずれも該当する施設・事業

- ・ 当初 5 年間、無利子
- ・ 当初 5 年間、元本据置き
- ・ 無担保融資枠は上記（１）と同じ

条件

- ① 前年同月などと比較して収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設等
- ② 職員の処遇改善に資する加算等（病院・診療所についてはベースアップ評価料）を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書を提出する施設等
- ③ 病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設

詳細は、別添資料及び福祉医療機構の以下のホームページにてご確認ください。

○物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のご案内

https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

なお、同機構の「新型コロナウイルス対応支援資金」をご利用中で返済にお困りの場合には、本優遇融資による借り換えも可能であるほか、返済条件の変更等について、福祉医療機構で相談を受け付けています。

○返済方法変更のご相談について（「新型コロナウイルス対応支援資金」をご利用中の場合）

<https://www.wam.go.jp/hp/covid19-loan-repayment-consultation/>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区等医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○問い合わせ先

・福祉医療機構

医療貸付 物価高騰対応資金専用番号

TEL 03-3438-9940

・施設の開設地が沖縄県の場合

沖縄振興開発金融公庫

TEL 098-941-1765

【別添資料】

- ・物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する優遇融資の拡充について
（令和7年4月8日、厚生労働省医政局医療経営支援課、事務連絡）

事業の目的

- 令和6年度補正予算により、物価高騰などを要因として厳しい経営状況に置かれている医療・介護事業者に対し、一時的な資金繰り改善を目的とした優遇融資を創設
- 今回、引き続き収支が悪化している施設等について、優遇融資を大幅に拡充し、**無利子かつ無担保**による支援を実施

貸付対象

次の①及び②に該当する施設

- ① 前年同期などと比較して、**収支が悪化している施設**
※ 当初は簡易なもので可としつつ、2年以内に精緻な経営再建計画（収支改善計画）を提出
- ② 病院、診療所等についてはベースアップ評価料を届け出ている施設
社会福祉施設等については処遇改善加算等を届け出ている施設等

主な拡充内容（病院の場合）

- **無担保での融資上限額**500万円を**7.2億円※**まで拡充
- これまでの融資で必要だった利子を**7.2億円※**まで**2年間無利子**
- **償還開始までの期間（据置期間）**を1年半から**2年まで延長**
- ※ 上限額は7.2億円と直近の医業収益2月分との比較で低い方
- ※ さらに、次の①または②を満たす施設については**据置期間及び無利子期間を2年から5年に延長**する。
 - ① 病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設
 - ② 地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する優遇融資の拡充について

独立行政法人福祉医療機構では、医療施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しております。

今般の物価高騰の影響を受けて減益となった医療施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、長期運転資金については、令和 6 年 12 月 23 日から、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行ってきたところです。そうした中で、引き続き収支が悪化している施設等に対して更なる支援を行うため、本優遇融資を大幅に拡充し、無利子かつ無担保等の優遇措置を講じた融資を行うこととなりました。

つきましては、対象となった医療施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、貴会におかれましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、会員各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

直通電話：03-3595-2274

【優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付 物価高騰対応資金専用番号

直通電話：03-3438-9940

福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

《対象となる施設・事業》

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画(活用意向調査)の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50%※1	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益(医療収益)の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 限度額	①500万円 ②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益(医療収益)の2月分
貸付金の限度額※2	(①に該当する場合) 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・病院：7.2億円 ・介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・その他の施設、事業：4,000万円 (①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額) ・物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人※3	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

- ※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表(PDF)もしくは医療貸付利率表(PDF)の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。
- ※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。
医療貸付において、診療報酬債権担保をご利用の場合、担保評価額の100%になります。
- ※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

▼利率表はこちら



お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

